

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項の一部改正について

改正理由：審議事項のうち、学位授与者の決定について課程博士の学位授与者のみを対象とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 学位の授与に関する事項のうち、<u>東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）第17条第1項による学位授与者の決定に関する事項</u></p> <p>(4) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和4年9月15日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 学位の授与に関する事項のうち、<u>学位授与者の決定に関する事項</u></p> <p>(4) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p>